

令和2年12月15日
在デンマーク日本国大使館

部分的社会閉鎖の全国への適用拡大（12月16日から）
（新型コロナウイルス関連情報）

1 部分的社会閉鎖の全国への適用

12月15日、デンマーク保健省は、現在69自治体で実施されている部分的社会閉鎖（飲食店の閉鎖等）を、12月16日16時から全98自治体（デンマーク本国全土）に拡大すると発表しました。期間は来年1月3日までとされています。概要は以下のとおりです。

（保健省プレスリリース・デンマーク語）

<https://www.sum.dk/Aktuelt/Nyheder/Coronavirus/2020/December/Udvidelse-af-restriktioner-til-hele-landet.aspx>

（注）先に発表された部分的社会閉鎖の制限内容から大きな変更はありません。地理的な適用範囲が拡大されます。

- 5年生以上の国民学校（注：日本の小中学生にあたる）生徒、青年・成人教育（高校等以上）の生徒は在宅で遠隔授業となる。
- 高等教育機関の教育は、物理的出席を伴わないデジタル授業で行う。
- 公的な職場は、クリティカルな機能を担わない全ての職員を在宅とすることが推奨され、可能な限り在宅勤務を行う。
- 民間企業の職場もまた、在宅勤務が可能な職員をそのようにすることを確保することが強く推奨される。
- レストラン等の給仕を行う飲食店は閉店となるが、引き続きテイクアウトを提供する機会を有する。
- 屋内で行われるスポーツ、集会、レジャー活動は、一般市民に対し閉鎖される。
- 文化施設は、屋内エリアを一般市民に対し閉鎖する。

（厳格な措置の全国への拡大に関するパンフレット・デンマーク語）

<https://www.sum.dk/Aktuelt/Nyheder/Coronavirus/2020/December/~media/Filer%20-%20dokumenter/01-corona/151220-skaerpede-tiltag/Udvidelse-af-skaerpede-tiltag-til-hele-landet-pjece151220.pdf>

また、集会禁止やマスク等の使用義務などの全国的措置は引き続き2月28日まで適用されます。

2 感染者数

12月15日（火）14時発表のデンマーク本国の1日あたりの新規感染者数は

2, 992名となり、1日あたりの治癒者数を上回る水準で推移しています。引き続き感染防止に十分ご注意ください。詳細は以下のとおりです。

（出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表）

<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数 合計 116, 636名（前日比+2994）

死亡者数 合計 961名（前日比+11）

治癒者数 合計 82, 623名（前日比+1535）

デンマーク 116, 636名（前日比+2992）（死亡者961名、入院者439人、治癒者数82, 099名）

フェロー諸島 530名（前日比+2）（死亡者0名、治癒者数506名）

グリーンランド 19名（前日比+0）（死亡者0名、治癒者数18名）

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

（デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語）

<https://coronasmitte.dk/>

（同：英語）

<https://coronasmitte.dk/en>

（在デンマーク日本国大使館HP）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。